

令和7年4月2日

市立小・中・中等教育・特別支援学校長 様

健康教育課長

気象警報の発表に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業の
基準について(事務連絡)

日頃から、児童生徒への安全指導に御尽力いただき感謝申し上げます。
さて、教育委員会では、昨今の風水害による甚大な被害が発生していることに鑑み、
標記基準を下記のとおり策定しております。
今後、台風等の気象状況により本市域全体に重大な災害が発生する恐れが生じた際
に、児童生徒の安全確保に向け、市として統一した対応が取れるよう、判断基準を設
けたものですので、内容を御確認いただき、対応いただくようお願いいたします。

記

1 一斉臨時休業の基準

対象とする気象警報		判断基準及び対応
熊谷地方気象台が 発表する本市域を 対象とした気象警 報のうち右に該当 するもの	特別警報 (大雨・暴風・ 暴風雪・大雪)	午前6時 の時点で ・左の気象警報の1つ以上が発表継続中 の場合、 又は ・午前9時までに左の気象警報級の現象 となる予想が示されている場合、 その日を一斉臨時休業とする。
	暴風警報	
	暴風雪警報	

2 学校への連絡方法

午前6時時点で上記判断基準に該当している場合、教育委員会から速やかに学校
安心メール全登録者へ、連絡メールを配信します。

3 その他

- (1) 学校安心メール全登録者への配信後は、各学校において、学校安心メール未
登録の家庭への連絡や、その他、自校の状況に応じた必要な情報等の保護者等
への連絡をお願いします。
- (2) 基準策定についての保護者等向けの通知文例を添付しておりますので、必要
に応じて活用願います。
- (3) 市立高等学校については、通学範囲が広域であるため、各学校で判断します。

担当 健康教育課
健康教育係 小椋・西片
電話 829-1679